

# 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

## 一 検討条項

- 1 国は、C型肝炎ウイルスに係る薬害事件の発生から長期間が経過し、給付金の支給を請求する者がその者又はその被相続人について特定C型肝炎ウイルス感染者であることを立証することが困難となっていることを踏まえ、この法律の施行後1年以内に、法第2条第3項に規定する投与の事実の推定に関する規定を設けることその他の特定C型肝炎ウイルス感染者であることの立証に係る負担の軽減に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附則第3項関係)

- 2 国は、1のほか、この法律の施行後2年以内に、給付金の支給の請求に当たって訴訟手続を経ることを要しないものとするなど特定C型肝炎ウイルス感染者の認定を簡易かつ迅速に行うことができるようにすることその他の特定C型肝炎ウイルス感染者の救済に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附則第4項関係)

## 二 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。